

令和 8 年度「美作国創生公募提案事業」実施要項

1 趣 旨

岡山県美作県民局では、人口減少問題をはじめとする美作地域の課題等の解決を図り、魅力と活力にあふれ、安心して生き活きと暮らせる美作地域づくりを進めるため、地域のニーズを踏まえ、資源等を生かしたノウハウやアイデアにより高い効果の期待できる事業の提案を募集し、その事業化を図ることとします。（県への要望や意見を募集するものではありません。）

なお、本事業は令和 8 年度に実施するものであることから、岡山県議会における令和 8 年度当初予算において、関係予算が成立することが条件となります。

2 募集期間

令和 7 年 1 0 月 6 日（月）から令和 7 年 1 2 月 5 日（金）まで（必着）

3 応募資格

次の要件を全て満たす団体とします。なお、個人は対象としません。

- (1) 岡山県内の N P O 団体、ボランティア団体、企業等の団体であること。ただし、美作県民局管外の団体については、美作県民局管内の団体とグループを構成すること。
- (2) 提案事業の遂行に必要な組織・人員（5 人以上の会員等）を有し、提案事業を適正に実施でき、実績報告書が提出できること。
- (3) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）又はこれに準ずるものがあること。
- (4) 予算・決算を適正に行っていること。
- (5) 募集開始時点で 1 年以上継続して活動しており、直近 1 カ年の活動報告書及び収支決算書が提出できること。（任意団体が特定非営利活動法人化した場合は、任意団体活動歴を含む。）
- (6) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (7) 特定の公職者や政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としていないこと。
- (8) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (9) 岡山県税に滞納がないこと。

4 応募制限

- (1) 応募できるのは 1 団体 1 事業です。
- (2) 同一事業の採択は 2 回までとします。なお、過去に 2 回採択された実績のある団体であっても、内容が異なる事業での応募は可能です。

5 提案事業の条件

提案事業は、次の条件を全て満たす事業とします。

- (1) 美作県民局管内の複数の市町村にまたがる広域的な取組であるか、美作県民局管内における地域づくりのモデル事例となる先進的・独創的かつ効果的な取組であること。（美作県民局の管内は、津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町の 10 市町村です。）

- (2) 公益的、社会貢献的事業であり、広く社会的課題の解決が図られること。
- (3) 地域住民のニーズが認められ、実施により地域住民の満足度が高まる事業であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない事業であること。
 - ・ 営利を目的とする事業
 - ・ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - ・ 施設等の建設及び整備を目的とする事業
 - ・ 岡山県から他の予算により助成を受けている（受ける計画のある）事業
 - ・ 国、他の地方公共団体又は他団体から助成を受ける計画のある事業で、その助成が受けられなかった場合、事業の執行ができなくなる（事業縮小を含む。）事業

6 提案事業の募集テーマ

美作県民局の諸課題や、今後取り組むべき事柄として、具体的に次の 6 テーマを設定しています。このテーマに合致する取組を提案してください。

(1) 少子化対策（出会い・結婚応援、妊娠・出産・子育て支援）

個人の自由な選択を尊重しながら、若い世代の出会い・結婚の希望がかなう環境づくりを推進するとともに、地域全体で子育てを応援する気運の醸成を図り、妊娠・出産や子育てへの不安感、負担感、孤立感の解消につなげ、誰もが安心して子育てできる環境づくり等の事業の企画・運営

〈例〉

- ・ 結婚を前向きに捉える気運を醸成するイベント等の企画
- ・ 独身男女の出会い、交流の場の企画
- ・ 他地域のモデルとなる世代間交流などの取組・子育て支援の取組
- ・ 子どもの居場所や遊び・体験の場の運営
- ・ 子育て当事者の交流の場づくり

(2) 美作地域の「交流・定住・関係人口」の創出

美作地域の強みを生かした「交流・定住・関係人口」の創出に効果的な事業の企画・運営

〈例〉

- ・ 移住・定住を促進するための取組
- ・ 観光振興や地域資源を活用した特産物づくり、地元でしか味わえない食の提供などにつながる取組
- ・ 美作地域の農林業を体感するツアー（収穫や農作業体験、農家民宿宿泊など）の企画・運営
- ・ 令和 9 年度に開催予定の「森の芸術祭 晴れの国・岡山」2027 に向けた地域活性化や機運醸成等に資する取組

(3) 若者が活躍できる美作地域の創造

美作地域で育った若者が、主体的に地域との関わりを持ち、自分の力を発揮しながら地域に貢献できるような事業の企画・運営

〈例〉

- ・ 地域の将来を担うことができる人材育成のための取組

- ・地域の産業を支える人材を育てるための取組
- ・若者の定着を目指し、子どもたちへの郷土愛や地域の関心を高める取組

(4) 地域住民一人ひとりの防災力の向上

地域住民が災害発生に先立って迅速かつ適切に対応できるようにするため、平時から住民の防災力の向上を図る事業の企画・運営

〈例〉

- ・防災知識、ハザードマップ等の防災情報、災害時にとるべき行動等を楽しく学べるツールの開発
- ・災害時のリーダーとして活躍できる防災士を養成するための出前講座

(5) 将来の夢☆土木

人々の暮らしを守り、快適な生活を送る上で必要不可欠な土木施設について、幼少期から建設現場や建設機械等に触れることにより、土木に関する興味を高める事業の企画・運営

〈例〉

- ・土木施設の重要性の再認識に資するイベントの開催
- ・建設現場見学会や、リモートセンシング技術や仮想現実技術(VR)など ICT 技術の体験会の開催
- ・小学生を対象とした出張授業
- ・子どもを対象とした身近な建設機械とのふれあいイベントの実施

(6) 自由テーマ

その他、事業の趣旨に沿うもので効果的であると特に認められる事業

〈例〉

- ・過疎地域における住民移動手段の仕組みづくり等

7 県民局の経費負担等

(1) 対象となる経費は、提案する事業を実施するために直接必要な経費とし、提出された事業計画書や収支予算書により判断します。

なお、次の経費については対象外とします。

- ・団体の管理運営費（光熱水費、家賃など）
- ・団体の構成員に対する人件費
- ・土地、建物、建物付属設備、構築物、機械、装置の取得に要する経費
- ・食糧費（外部講師等へのお茶代のみ対象経費として認めます）
- ・備品購入費（10 万円以上の物品）
- ・その他、補助することが適当でないと認められる経費

(2) 美作県民局が負担する経費については、次のとおりです。翌年度以降の事業については、当該年度に改めて審査を行います。

- ① 本制度において、これまで採択されたことのない事業は、補助率 10 分の 10 とし、上限を 1 件につき 200 万円とします。
- ② 本制度において、採択が 2 回目となる事業は、補助率 10 分の 10 とし、上限を 1 件につき 100 万円とします。

(3) 美作県民局が事業経費を負担した場合において、事業実施後に余剰金が発生した場合は、返還を求めます。

8 事業の実施年度

今回の事業は、令和 8 年度の単年度事業として採択します。

9 提出書類

- (1) 応募書類チェックシート（様式 1）
- (2) 団体の概要書（様式 2）
- (3) 事業計画書（様式 3）
- (4) 事業収支予算書（様式 4）
- (5) 団体の目的等についての申出書（様式 5）
- (6) 団体の定款、規約、会則等
- (7) 役員名簿
- (8) 前年度活動報告書
- (9) 前年度収支決算書
- (10) その他参考資料（団体のパンフレット等）

※提案内容又は提出書類の確認等を行う場合があります。

※事業実施後に実績報告書（事業実績書、収支精算書等）を提出していただきます。

10 応募手続

必要事項を記入した上記 9 の書類を、美作県民局地域づくり推進課宛に、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

なお、電子メールにより提出する場合は、送信後速やかに、電話により下記提出・問合せ先に受信確認をしてください。

応募書類は、美作県民局のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.okayama.jp/site/13/999696.html>

【提出・問合せ先】

〒708-8506 津山市山下 5 3

岡山県美作県民局 地域政策部 地域づくり推進課 市町村連携班

TEL : 0868-23-1214 FAX : 0868-23-1270

E-mail : mima-chiiki@pref.okayama.lg.jp

11 審査・選考方法

- (1) 審査・選考は、学識経験者、NPO関係者、行政等から構成された審査委員会が行います。
- (2) 第 1 次審査は、提出された書類について審査を行います。審査を通過した提案については、必要に応じて美作県民局担当部所と事業内容の協議を行います。これにより、提案された事業計画の修正が必要になる場合があります。
- (3) 第 2 次審査は、第 1 次審査を通過した提案についてのプレゼンテーションを行います。なお、当日、参加できない場合は、審査の対象外となります。
- (4) 第 1 次審査及び第 2 次審査は、次の観点により審査します。
 - ① 先駆性：地域づくりのモデル事業となり得る従来の事業にない先駆性があるか。
 - ② 広域性：複数の市町村にまたがるなど広域性のある事業であるか。複数の市町村へ波及する効果が期待できるか。

- ③ 公益性：公益性や社会貢献性の高い事業であるか。
県民局が支援する必要があるか。
 - ④ 必要性：地域住民のニーズが高い事業であるか。
地域の現状を反映した事業であるか。
 - ⑤ 実施効果：事業実施により地域課題の解決が図られるか。
地域住民の満足度が高まるか。
 - ⑥ 実現性：計画どおりに実施が可能か。
・継続性 次年度以降も継続させる工夫があるか。
- (5) 採択事業は、審査委員会による審査・選考に基づき、美作県民局長が決定します。

12 事業の実施

採択された事業を提案した団体は、事業内容、費用負担などについて県民局担当部所と協議を行います。協議の結果、合意を得た場合に、事業の実施が可能となります。※第2次審査で採択された段階では、事業化はまだ決定しません。

13 提案事業等の公表

- (1) 提案団体の名称、提案事業の内容、審査結果等について、美作県民局のホームページ等により公表します。
- (2) 提出された書類等については、原則として情報公開の対象となります。

14 事業報告等

事業の進捗状況、事業実績等を報告していただきます（中間報告、実績報告等）。また、事業終了後も、活動状況の報告を求めることがあります。
※事業の進捗状況等によっては、当初の事業計画の見直し等を求める場合があります。

15 スケジュール（予定）

- (1) 提案募集（令和7年10月6日～令和7年12月5日）
- (2) 審査・採択事業決定
 - ① 第1次審査〔書類審査〕（令和8年1月）
 - ② 第2次審査〔プレゼンテーション審査〕・採択事業決定（令和8年3月）
- (3) 県民局との協議、事業化の決定
- (4) 事業実施（令和8年4月以降）
- (5) 中間報告会（令和8年10月頃）
※事業の進捗状況や成果、課題などを発表し、意見交換等を通じて、より効果的な事業展開を図るため、中間報告会を実施します。
- (6) 事業終了・実績報告書提出（令和9年3月末まで）
- (7) 事業成果等の報告会（令和9年3月頃）